

和歌山市事業再構築支援補助金

第2回募集

～国の事業再構築補助金への
上乗せ支援について～

最大
100万円

● 令和3年度に国の事業再構築補助金の交付を受けた事業者も対象!

● 事業完了が令和5年度(※)となっても、補助金を受け取り可!

※令和6年2月29日までに国の確定通知書の交付を受け、市へ実績報告書を提出いただく必要があります。
上記期限までに実績報告書の提出がない場合は補助金のお支払いはできません。

補助内容

国の事業再構築補助金に採択された事業の補助対象経費の1/6（上限100万円）を補助します。

- 国が定める事業類型のうち、「売上高の減少」または「付加価値額の減少」が課されているものが補助対象となります。
- 国の事業再構築補助金で定義される「中堅企業」は支援対象外です。

(例) 通常枠で
事業費600万円の
新たな取組を実施
する場合…

自己資金 (1/3)
200万円

国が支援 (2/3)
400万円



自己資金 (1/6)
100万円

市が支援 (1/6)
100万円

国が支援 (2/3)
400万円

自己資金100万円
で600万円規模の
取組が可能に

第2回申請募集期間

令和4年12月1日から令和5年2月28日まで

※令和5年2月28日までに「国の事業再構築補助金」の交付決定を受ける必要があります。

※上記期限に関わらず予算額に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

お問合せ先

和歌山市役所10階 産業政策課

電話 073-435-1040

FAX 073-435-1262

メール sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

和歌山市事業再構築支援補助金



詳細はウェブで検索、
又は、QRコードから市
のHPをご覧ください



対象者（下記項目をすべて満たす者）

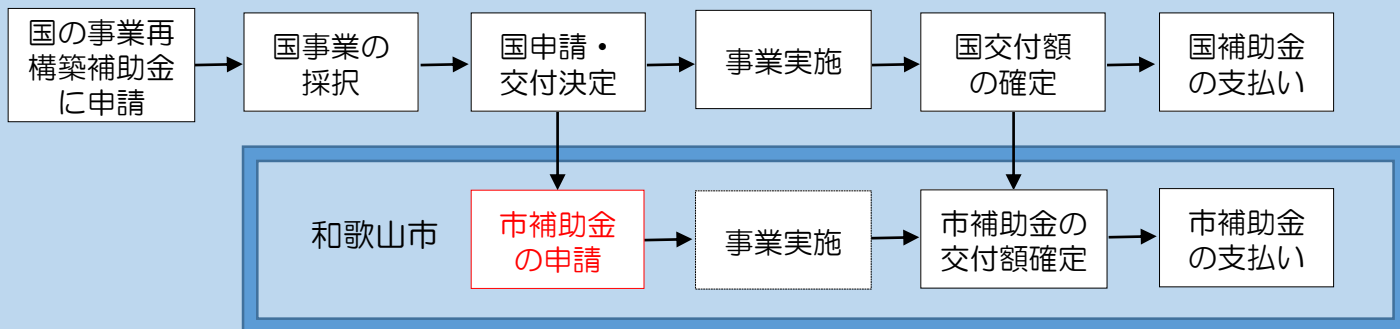
1. 国の事業再構築補助金の交付の確定を受けていること
2. 中小企業者又は中小企業者と同等と認められるものであること
（国の事業再構築補助金にある中堅企業等は対象外となります）
3. 法人等にあつては市内に主たる事務所又は主たる事業所を有し、個人にあつては市内に住所を有すること
4. 市税を滞納していないこと
5. 暴力団等とのかかわりがないこと

市の補助金を受けるには、「国の事業再構築事業」に採択されることが前提条件です。（令和5年2月28日までに「国の事業再構築事業」の交付決定を受けた事業が対象となります。）

※詳細は、右記QRコードもしくはウェブ検索で国の事業再構築補助金の公募要領をご確認ください。



申請の流れ



※令和3年度と申請のタイミングが異なりますのでご注意ください。
（令和3年度⇒国交付額確定後、令和4年度⇒国交付決定後）

必要書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 誓約書兼同意書
- (5) 国の事業再構築補助金の交付申請書類の写し
- (6) 国の事業再構築補助金の交付決定通知書の写し
- (7) 事業所が市内にあることがわかる書類

※(1)～(4)の書類はホームページからダウンロードの上、印刷して提出してください。